

平成 27 年度第 2 回総合教育会議 会議録

1. 開催日時 平成 27 年 7 月 13 日（木） 14:00～16:00
2. 開催場所 岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室
3. 公開・非公開 公開（その他事項：非公開）
4. 非公開理由 その他事項：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 6 項ただし書規定により非公開
5. 出席者（構成員）信貴市長、中野委員長、川岸委員長職務代理者、谷口委員、野口委員、樋口教育長
（司会）企画調整部：森口部長
（事務局）政策企画課：藤浪課長、藤井総合調整担当主幹
（関係者）教育総務部：西川部長、総務課：大西課長、高井調整参事
学校教育部：須賀部長、学校教育課：松村課長
生涯学習部：松阪部長、生涯学習課：大和課長
6. 傍聴人数 1 名
7. 会議資料
 - ・平成 27 年度第 2 回総合教育会議 次第
 - ・資料 1：岸和田市教育大綱の計画期間について
 - ・資料 2：平成 27 年度 教育方針【抜粋】
 - ・資料 3：岸和田市教育大綱（素案）
 - ・資料 4：岸和田市教育大綱（素案対比表）

8. 内 容

<司会>

定刻になりましたので、ただいまから平成 27 年度第 2 回岸和田市総合教育会議をはじめさせていただきます。本日の会議の進行を務めさせていただきます、企画調整部の森口でございます。よろしくお願いいたします。はじめに、信貴市長から開会の挨拶をお願いいたします。

<信貴市長>

第 2 回総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、ご多忙な中、委員の皆様方におかれましては、ご出席賜りありがとうございます。また平素から本市の教育行政に多大なご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

第 1 回の会議では、大綱策定のスケジュール等についてご説明申し上げました。今回は、それをうけまして事務局で作成しました教育大綱の素案をご提示させていただきたいと思っております。教育委員会と市長部局がしっかりと連携・協議をして、子ども達にとって何が大切なのか、何が必要なのかを皆様方と問題提起し、また共有しながら、岸和田の子ども達のために実りのある会議となることを心から願うところです。どうぞ委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<司 会>

市長、ありがとうございました。それでは、本日の会議の会議録をご確認いただく委員の方の選任を行います。岸和田市総合教育会議運営要綱第4条第2項の規定より、市長と、市長が指名した出席者1名の方に会議録をご確認の上、ご署名いただきます。第1回の会議において、委員名簿に沿って順番にお願いすることとなりましたので、本日の会議は、川岸委員長職務代理者をお願いします。川岸委員長職務代理、よろしくをお願いします。

それでは、会議事項に入ります。次第に沿いまして、会議事項「1. 教育大綱の策定について」、事務局から資料の説明をお願いします。

<事務局>

事務局の政策企画課、藤浪と申します。宜しくをお願いします。資料1から4について、ご説明させていただきます。

まず、「資料1 岸和田市教育大綱の計画期間について」をお願いします。昨年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、翌7月の文部科学省初等中等教育局長からの通知には、大綱は、教育基本法に基づき策定される国の「教育振興基本計画」の内容を参酌して定めること、また大綱の計画期間は、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることなどから、4～5年程度を想定しているものであること、とされています。一方で、現在の国の「第2期 教育振興基本計画」の計画期間が平成29年度で終了し、次期の計画であります、「第3期 教育振興基本計画」が平成30年度からスタート予定でございますので、次期の岸和田市教育大綱については、国の「第3期 教育振興基本計画」を参酌して平成30年度中に策定し、平成31年度スタートとすることがベストではないかと考えております。

これらのことから、今回策定します「岸和田市教育大綱」の計画期間につきましては、平成28年度から平成30年度の3年間としてはどうかという事務局案でございます。

次に、「資料2 平成27年度 教育方針【抜粋】」をお願いします。

これは、今年度の教育方針を基本方針ごとに一覧にさせていただいたもので、1頁の「基本方針Ⅰ—1 学ぶ力の育成」から9頁の「基本方針Ⅱ—5 郷土の再発見」までの9つの基本方針で構成され、それぞれに、重点項目として、その方向性と取組内容が位置付けられています。基本方針中、1から4頁まではローマ数字のⅠと、5から9頁まではローマ数字Ⅱで区分されていますのは、Ⅰは学校教育分野、Ⅱは生涯学習分野と分野別に整理された体系となっています。

次に、「資料3 岸和田市教育大綱（素案）」をお願いします。これは、これからご議論いただきます、大綱の素案でございます。先程、ご説明させていただきました「教育方針」の基本方針部分と「重点項目」の方向性の部分を継承しつつ、学校教育・生涯学習といった分野別の体系から、テーマ型の体系に変更し、1頁の「基本方針1」から9頁の「基本方針9」まで、9つの基本方針で構成し、それぞれに「施策の方向性」を位置付けています。

最後に、「資料4 岸和田市教育大綱（素案対比表）」をお願いします。

これは、大綱の全体像をイメージしていただくために作成したものです。左側には「教育大綱の素案」を、中段には市長公約がどの施策の方向性に関連するのかを、右側には策定される「教育大綱」に基づき、今後毎年度策定する予定の「実施計画」について、平成27年度の教育方針の取組内容を例としてお示ししています。資料の説明は以上です。

<司 会>

本日は、次第にありますとおり、大綱の計画期間と、大綱の素案についてご議論いただきたいと思います。

まず、計画期間について、事務局から説明のありました内容について、ご意見がありましたらお願いします。

<中野委員長>

資料 1 について、年度と記載いただく方がわかりやすいと思います。教育振興基本計画に基づいて策定するというのは妥当であると思います。

<谷口委員>

教育振興基本計画の第 1 期と第 2 期とで大幅に変わった点はあるのでしょうか。第 3 期の計画を参酌して定めるということですが、第 2 期と第 3 期で大幅に変わるということが起こりうるのでしょうか。

<樋口教育長>

平成 18 年に教育基本法が改正され、幼児教育や地域コミュニティの大切さが明確に記載されました。その改正法を受けて、第 1 期教育振興計画が策定されました。学校教育分野で言えば、生きる力の重要性などが第 1 期から第 2 期にかけて踏襲されています。そのほか、時代の流れに沿って、セイフティネットの構築という言葉が第 2 期になってでてきたところですが、大筋は変わらないと認識しています。

<中野委員長>

近年、教育のグローバル化が進んでいますので、第 3 期にかけて変わる可能性があると思いますし、むしろ変わることを期待したいと思います。

<司 会>

それでは、今回策定する教育大綱の計画期間を、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 カ年とすることについて、ご異議ございませんか。

(全員：異議なし)

<司 会>

続いて、大綱の素案についてのご議論に移りたいと思います。本日は、大綱について、事務局から説明がありました素案をもとに、構成や内容について、ご議論をいただきたいと思っています。

まず、おひとりずつ、素案に対するご意見、例えば、項目の廃止・追加・統合や誤解を受ける表現などのご意見をいただければと思います。流れとしましては、その後、1 つ目から順に、基本方針ごとに、ご議論をいただきたいと思います。なお、今年度のスケジュールとしましては、今回を含めて 3 回で、大綱の策定を行います。最終の 11 月には、それまでの議論を踏まえて、詳細な表現を含めた確認を行っていただく必要があると思いますので、本日と次回の 2 回で、方向性についてご議論いただきたいと思っています。このため、本日は、少なくとも 4 つの基本方針について、方向性をまとめていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、委員の皆様おひとりずつ、ご意見をいただきたいとお思います。はじめに、中野委員長、お願いします。

<中野委員長>

資料3の素案についてですが、緻密でよくまとまっていると思いますが、大綱を考慮しての議論というのは本日初めてですので、教育方針と大綱の関係について改めて考えていきますと、3点疑問に思うことがあります。

1点目は、教育方針は、教育行政の立場で策定をしていますので、この趣旨を大綱に活かしてもらう必要はあると思います。しかし、市として市長の権限にかかる事項である大綱に、教育方針の表現をそのまま転用するのは、策定趣旨の違いから無理があると思います。もし、素案のようなかたちで大綱を策定しますと、来年度、教育方針を大改編しなければなりません。教育方針が変わってしまうということになりかねないため、素案のままでは無理があるように思います。

2点目に、別の観点から教育方針と大綱の関係を見てみますと、教育方針は、毎年度見直しを行います。大綱の計画期間である3カ年の間には、教育方針の内容変更が当然でできます。教育改革期にあつて、制度の見直し等に伴い、本市の教育方針の内容が変更になる可能性が十分にあります。3年の間で大綱と教育方針の間に、齟齬が生じる可能性がありますので、大綱に各論部分を記載すると、問題がでると思います。

3点目ですが、教育方針は自らの手で作成したものですから、容易に理解ができます。しかし教育関係者以外の多くの方にとっては、なかなか読みづらく最後まで読んでもらえないような気がします。大綱は、要旨をわかりやすくまとめた、重なるの少ない、簡潔な仕上がりが良いと思います。

大綱と教育方針の関係を整理し、構成の考え方として3点をあげさせていただきます。

1. 教育方針の趣旨は活かしつつ、そのまま転用するのではなく、かたちを変えて表現するものとする。
2. 大綱は大まかなくくりとし、教育方針の各論にできるだけ触れないようにする。
3. 多くの人に読んでもらいやすいように、できるだけ簡潔に表すこととする。

具体的内容を申しますと、基本理念「みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれたひとづくり～」を、目標と基本理念にわけてはどうかと考えました。

目標は、冒頭の部分を活かし「みんなが輝く教育のまち岸和田」に。後述の「知・徳・体、調和のとれた人づくり」は個人的なしあがりを考えていますので、基本理念として「知・徳・体、調和のとれた人づくり 豊かな人間関係を形成」と考えました。

次に、素案の9つの基本方針をまとめて、大きく3つにくくり、各基本方針の内容は簡略化して表現します。

- 1番目は「学び」に関することをまとめ、資料3の基本方針1. 学校教育、基本方針4. 幼児教育、基本方針6. 地域の教育、基本方針7. 生涯学習の4項目をここに入れます。
- 2番目は「心身の健康」に関してまとめ、基本方針2. 豊かな心、基本方針3. 健康に関すること、基本方針5. 安心・安全、基本方針8. スポーツの4項目をここに入れます。
- 3番目には「郷土の自然・伝統・文化」に関することとして、基本方針9. 文化自然環境をここに入れます。

「学び」、「心身の健康」、「郷土の自然・伝統・文化」に関する3本立てを考えています。現

在の教育委員会の基本方針は、学校教育・生涯学習の2本立てですが、各項目を共通事項でくくって、3本立てします。その中に市全体の要素を組み込んでいくことを考えています。大綱の骨組みにあたる基本方針を3本立てにし、各基本方針に含まれる施策の方向性については、素案の内容を項目立てで整理をし、3つの領域に5つ程度の項目に整理して取り込んでいってはどうかと考えています。

それとひとつ、いじめ・体罰に関しては、「心身の健康」のところに必ず記載することが大切です。総合教育会議の設置のきっかけになった事項でありますので、取り込むのが当然と考えます。

骨組みについての私の意見です。議論の中で、具体的な内容が必要であれば、また、ご意見があればその折に申し上げます。

大綱の紙面についてですが、大綱を明るくまとめるために、本市の市章、市の花であるバラ、市のイメージキャラクターのちきりくんに登場してもらえば、明るくまとめることができるのではないかと思います。

<司 会>

ありがとうございます。

それでは、川岸委員長職務代理人、お願いいたします。

<川岸委員長職務代理人>

表現を対比してみますと、教育方針の「子」「幼児」「児童」「生徒」に対し、大綱では「子ども達」や「市民」という言葉が使われており、教育方針と大綱の違いは、教育方針は先生方に向かってお伝えしているのに対し、大綱は市民に向かって発信していくものと捉えました。このため、大綱は誰もが読んでもわかりやすい表現にする必要があると思います。

また項目の順番ですが、素案では、基本方針3. 学校教育に関する方針の後に、基本方針4. 幼児教育に関する方針となっておりますが、幼児教育が先の方がわかりやすいのではないかと思います。保護者にも伝わりやすい表現という視点で、項目の順番に関しても議論のひとつではないかと思っています。中野委員長がおっしゃられた、学ぶ力・豊かな心・体づくり・学校づくり・家庭のまとめ方が良いのかどうかについては、保護者に伝わりやすくなるようにまとめていければと思います。

<司 会>

ありがとうございます。

谷口委員、お願いします。

<谷口委員>

委員長の方から、分類の仕方についてご提案がありましたが、私自身は素案をたたき台と考えていましたので、それについてどうかを述べさせていただきます。

教育方針と大綱の性格の違いについては、委員長のご意見のとおりと思いますが、私は全く違う世界から、はじめて教育方針の説明会に参加した時に、特に読みづらいとは感じませんでしたので、基本的なたたき台とすることに矛盾はないのではないかと感じています。

基本方針1については、項目の優先順位が少し違うのではないかと思います。「4)地域社会に貢献する人材の育成」は、主に産業高校のことについて触れられておりますので、産業高校は本市独自の部分ですので、「5)幼小中高の連携」の方が先に来るべきではないかと考えま

した。

教育方針2については、「4)いじめの防止と解決」は非常に大きな問題ですので、先に記載する方が良いと考えます。

教育方針3については、「2)学校給食、食育の充実」について、具体的なところで議論する必要があると思います。食育という言葉は、福井県出身の漢方医、石塚左玄という人が造語として用いたのが始まりといわれています。福井県の教育において取り入れられ、成果を上げていますので、食育を推進していつてはどうかと思います。項目としてはこれで良いと思うのですが、具体的な文章のところでもっと考察していきたいと考えています。とかく栄養学的なところに偏りがちですが、市長公約でもあります地産地消を含め、郷土の料理ということも含めていただければと思います。

教育方針4に関しましては、幼稚園、保育園、認定こども園も含めたかたちで、まとめていく必要があると考えています。

2回にわたっての議論ということでしたので、今回は、ここまでの考察に留めます。

<司 会>

ありがとうございます。

野口委員、お願いいたします。

<野口委員>

教育方針は、教育方針説明会では学校の管理職に向けて説明をされるのですが、市のホームページにも掲載されており、また各学校での学校教育方針を保護者の皆様にご説明するにあたっては、市の教育方針を受けて学校の教育方針がある旨をお伝えしており、教育方針そのものは市民に向けたものであると捉えております。このため、大綱は、教育方針と整合性がある方が、市民にとってもわかりやすいのではないかと思います。今回、新たに幼児教育を方針にいれていただいたことは、今は随所で幼児教育が明示されておりますので、大事なことだと思っております。個々の文章については、ここは並列になって良いのか、述語に対する主語がこれで良いのかといった詳細について気になるところがありますが、それについては後程、議論できればと思います。

<司 会>

ありがとうございます。

樋口教育長、いかがですか。

<樋口教育長>

各委員のご意見の中でもありましたように、大綱策定にあたっては、やわらかい言葉で、できるだけ簡潔に、学校も含め、市民にわかりやすい表現ということ徹底して進めていく必要があると改めて感じました。大綱は、現在の素案は文字のみですが、レイアウト、イラスト、写真等を含めたかたちで、やわらかいものに策定していくものと私も思っているところです。

項目内容については、これまでの教育方針を尊重しつつ、岸和田の教育を継承し、教育の大切なものは見失わず、新しいものについては見極めながら項目づくりをしていただいていると思っております。特に、生きる力という言葉が親しくなりましたが、知・徳・体のバランスがとれた教育、また地域や家庭に信頼されるということが、教育方針において「生きる

力」と「信頼」というキーワードに、また生涯学習の分野では「人づくり」と「まちづくり」というキーワードに踏襲されたものであったと思います。これら全てをあわせ持つて、子どもも含めて、みんなでいきいき輝くまちづくりをしようという教育方針であったと思いますので、大綱の項目についての議論をこれからしなければなりません、この教育方針に基づいた大綱の事務局案を基本として議論を進めていっても良いのではないかと考えております。

<司 会>

ありがとうございます。

信貴市長、お願いします。

<信貴市長>

今回策定します大綱は、私も入り全市を挙げての取組になります。委員の皆様からご意見のありました、どなたにもわかりやすいものをつくるというのは基本とっております。

何が大事かというところでは、子どもを一義に考えていくということ。そして本市の長所、持ち味、魅力を引き伸ばしていく。一方で、ここが弱いのかなという所もございます。これらを踏まえた教育環境の整備を行うことが大切であると考えております。また「確かな学力」、学力の向上を願う市民の声に応える必要もございます。また昨今、全国的にいたましい事件も起こっております。こういった中で、安心・安全の学習環境づくりも課題でございます。

これらのことを踏まえつつ、わかりやすく、良い意味で他市からも注目されるような大綱を皆さんのご協力を得ながら策定し、教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

<司 会>

組み立て方について、教育委員会事務局の方から補足説明ありますか。

<関係者：教育総務部長>

これまでの教育方針の中の方向性の部分を大綱にし、具体的な施策については、大綱を受けて年度ごとに策定する実施計画にかわっていくと考えております。大綱に基づいて、年度ごとに実施計画を策定しますので、整合性がはかれると考えています。

素案では9つの方針にしておりますが、これまで、学校教育・生涯学習という分野別になっていたものを、今回は教育全体からみてどうしていくのかということを組み立ててまとめたところです。

中野委員長から、これを3つに分類しなおしてはどうかという案をいただきましたが、最終的にどのような構成にするかについては委員の皆さんの中でご議論いただければと思います。

<中野委員長>

具体的な例でお話しすると、大綱の中で各論に近いことを盛り込むと変更が生じた場合に齟齬が生じます。教育方針というのは、設定が学校教育・生涯学習を想定しており、市全体の中の一部でしかありません。谷口委員からご指摘ありましたが、基本方針4の念頭にあるのは、公立幼稚園です。大綱の記載事項として、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等とありますので、これを大きくまとめて「就学前教育の充実」と整理した方がわかりやすいと思います。そのほかの部分について、どういう形でまとめていくかは知恵を絞らなければなりません、もともと趣旨が違いますので、無理があると思ってい

ます。各論については教育方針で対応する。そこは、きちっと区別しなければならないと思っています。

<司 会>

中野委員長のご意見を受けまして、委員の皆様いかがでしょうか。

<樋口教育長>

幼児教育については、教育方針では幼稚園教育を主としたものになっておりますが、今後考えていくには、保育所と幼稚園の関係を視野に入れていくこととなってくると思いますので、就学前教育の充実として項目立てすることは大事なことと思えます。素案では、公立幼稚園の魅力を発信して、市民の方々のニーズに応じていくことを大綱に掲げていこうという意図であった旨をご承知いただければと思います。

<中野委員長>

素案の趣旨を活かし、まとめ方について工夫する必要があるという意見です。

<谷口委員>

基本方針 4 に関しましては、中野委員長の提案内容で整理できると思えます。公立幼稚園に通っている園児と、それを超える多数の園児が保育園あるいは私立幼稚園に通っており、市の基本方針ではすべて網羅していく必要があると思えます。このため「就学前教育」とすることが非常に良いと思えます。

その他の中野委員長からご提案いただいた案については、素案から大きく変わり、イメージしきれない部分がありますので、文章化したものがあればわかりやすいと思えます。

<中野委員長>

次回に案を提示することはできますので、本日は、皆さんに意見を述べていただいた方が良いでしょう。

<川岸委員長職務代理者>

素案を見せていただき、関連公約を文章の中に活かしていくことが必要ではないかと思えました。教育方針よりも大綱の方が、簡略化され、やさしく表現していただいていると思えますが、この文章の中に関連公約を含めていかなくて良いのかなと感じたところです。

<谷口委員>

基本方針 5 の「1)安心・安全で快適な学校施設」では、学校の統廃合に関する方針も明記しておいた方が良いでしょう。また予算を伴う事項というところでは、安心・安全の中に通学路の歩道の整備についても記載しておく必要があると思えます。

<野口委員>

幼児教育については、市長の権限に関わって総括されると思うのですが、教育委員会としては幼稚園教育という括りがある中で、どこまで踏み込んで良いのか迷いがあります。素案は、幼稚園教育の中でも限られた部分になっているように感じます。私自身、就学前教育として捉えられていませんでしたので、幼稚園教育と捉えた時の意見ですが、環境を通した教育の充実が記載されておらず、各項目の中身が、子育て支援に傾いているような気がしました。「1)幼稚園における教育活動の充実」のところでは、一番に環境を通した教育の充実のた

めの指導改善があった上で、家庭や地域社会との連携に向けた手立てが検討されることになるのだと思います。

また、基本方針1の「5)幼小中高の連携」についてですが、「幼小中高の枠を超えた一貫教育」という表現がありますが、イメージとしては、人は川の流れるように育っていくということでは、なんとなく分かるのですが、幼小中に高が加わると、具体的にどのように連携していくのが分かりにくく、言葉のイメージだけで良いのだろうかと感じました。

<中野委員長>

大綱を考えるにあたっては、頭をやわらかくしなければならないと思います。私達は、教育委員会として考えてしまいますが、人を育てるという視点で、大綱を考えることが基本だと思います。このため教育方針に基づいてというところに無理があると思います。教育方針にあまり触れられていないような事項、例えば、大綱の冒頭に記載すべきと思っていますが、「子ども達が夢を持ち、夢を育て、その自己実現のために、将来に向かって弛まぬ努力する態度を育成する」といった生き方の方向性を示すことが大綱の一番の仕事ではないかと思います。就学前教育の中身など細かいことについては、教育方針にまかせた方が良く思います。素案にしばられて、発想が貧弱になってはならないと思います。文章がある方が分かりやすいということであれば、たたき台となる案を次回に提出させていただこうと思います。

<関係者：教育総務部長>

組み立て方、その他素案に対する各委員の想いを出していただければと思います。委員の皆様のご意見を参考に整理しなおしたいと思いますので、本日は皆様の想いを出していただければと思います。

<樋口教育長>

先程、中野委員長からご意見のあった目指す人物像のような部分については、大綱をつくりあげていく中で、今回の素案の前段となる部分で記載されていくとは思いますが、現時点において、事務局がイメージし、考えているところを教えてくださいたいと思います。

<関係者：教育総務部長>

中野委員長がおっしゃられた「子ども達が夢を持って～」という部分が、大前提にあって、その目的のためにどうしていくかを大綱として整理し、その大綱に基づいて、具体的に何をするのかを毎年度の実施計画としてまとめていくことを考えています。最終的にどういうまとめ方にするかは委員の皆様にご議論いただくことになると考えています。

<中野委員長>

大前提となる、当然わかっているだろうという事柄でも、共通理解を深めるために記載した方が良い事もあると思いますので、意見を出し合って、より良い大綱にしていければと思っています。また、策定された大綱を互いに尊重し進めていくことが必要だと思いますが、一方で大綱に縛られることのないように、大きな括りでまとめる方が良く思います。

<谷口委員>

大綱は、美辞麗句をならべた、そつがないようなものをつくるよりも、市長もおっしゃられたように、岸和田らしさ、岸和田の良い点・弱い点をすべて踏まえた上で、義務教育と就学前教育について、岸和田の進むべき方向性をしっかり示した内容でなければならないと思

います。教育方針 6 の「1)家庭教育支援の充実」についてですが、山滝地区の学校訪問を行ったのですが、家庭教育のあり方が非常にしっかりしており、結果も出ているので、市として教育委員会として、これを充実させていくために取り組んで行くことを、一定具体的に記載する方が良いと考えます。計画期間の 3～4 年の中で、もし課題がでてきたら、変更ということもあり得ると思います。大綱は市長の意向も踏まえた計画であるという点からも、岸和田らしさを踏まえた大綱であるべきと考えております。

＜川岸委員長職務代理者＞

教育方針では、「岸和田の」と記載されているのですが、大綱の素案では、「自国の」など大きな括りで捉えた表現となっているところがあり、少し視点は違いますが、「幼児教育」を「就学前教育」と大きく捉えることと共通するのではないかと思います。

＜司 会＞

本日の委員の皆様のご意見を受けて、事務局で整理し、次回ご提示するというところでよろしいでしょうか。

(全員：異議なし)

＜司 会＞

続いて、会議事項「2 その他 岸和田市の教育施策について」に移らせていただきます。

「2 その他 岸和田市の教育施策」につきましては、次第にも記載しておりますが、今回の内容は、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定されますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 6 項ただし書規定により、非公開とします。